

むずかしい相続税を簡単にわかってもらうための相続専門レポート

相伝 -souden



----- このレポートを読んでいただきたい方 -----

- 過去に相続を経験し、次回の相続もつつがなく終りたいと思われている方
- 先祖代々の財産を守りたいと思われる方
- 相続争いをしたくない方
- 貸家経営をされている方
- 自営業をされている方で、自分の会社の株式について対策を行いたい方
- 不動産管理会社を持たれている方
- 相続を経験したことがない方

2024.10.20 vol.116



1 税務署には伝家の宝刀がある！
納税者が絶対にしてはならないこと！！



2 名義預金にご注意？！



3 もしも取得した財産が災害にあってしまったら？

※このレポートは、税法上の条文などを簡易に解釈し書いています。従って、読者の行動までも責任をもつものではありません。何か対策等のアクションをおこす際は、必ず、専門家（税理士・公認会計士等）にご相談の上で、実行していただきますようお願いいたします。

《発行》 福井ほっとする相続相談室

税理士法人 上坂会計／株式会社 ライフデザイン研究所

福井県福井市江守中 2 丁目 1312 番地

TEL : 0120-939-243 FAX : 0776-36-8245

URL : <http://souzoku.uesaka.ne.jp/> MAIL : soden@uesaka.ne.jp



税務署には伝家の宝刀がある！ 納税者が絶対にしてはならないこと！！

Writer 公認会計士 上坂 朋宏

※今回、法律名などがでてきて少し読みづらいかもしれませんが、是非、最後まで一読ください。そして最終的に意識していただきたいことは、過度な節税方法は、否認される可能性が高まっているということです。

令和4年4月19日、最高裁で相続業界大注目の判決がありました。
首都圏のマンションを相続した遺族(納税者)が、相続税を「ゼロ」と申告したところ、税務署が3億円超を追徴課税したというものです。

相続税法 第22条では、「すべての財産は時価で評価しなさい」と規定されていますが、その条文には具体的な時価の算定方法は示されていません。

そこで、評価額を算定する方法など、より実用的な処理方法を定めているのが、国税庁が出している「財産評価基本通達」と呼ばれる実務です。

この中の「財産評価基本通達 11」によれば、「宅地は原則として路線価方式または倍率方式によって評価しなさい」とされています。

しかし、今回の裁判では、この「財産評価基本通達 11」によって評価した額で相続税の申告を行ったにも関わらず、国税当局がこれを否認。

「財産評価基本通達 6(以下、総則 6 項)」というものを使って、不動産鑑定による評価額をもって評価すべきとして更正処分し、追徴課税として約 2.8 億(過少申告加算税を含めると約 3.3 億)円の納税を求めたもので、納税者はそれを不服とし税務署を訴えたのですが、最終、納税者は敗訴になりました。

ちなみに、総則 6 項とは、

「財産評価基本通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」と定められています。

つまり、納税者が、原則どおりに財産評価基本通達に従って財産の評価をして申告しても、国税側が6項の規定を持ち出して、他の評価方法の合理的なものがあると主張されると、納税額が増えることがあるということです。

この判例が出た後、私達税理士業界は、かなりざわつきました。今までよりどころにしていた「財産評価基本通達」だけの評価では、正しい申告と言えない場合があるという事実をつきつけられたからです。

「総則 6 項」は、財産評価基本通達の定めにも縛られずに評価を一転させる効果があるため、いわゆる「伝家の宝刀」とも言われています。

■今回の裁判の事実関係は？

今回の相続の事実関係は以下です。

(単位:千円)	杉並区	川崎市
	平成 21 年 1 月購入	平成 21 年 12 月購入
①購入価額	837,000	550,000
②相続人側の相続税評価額	200,041	133,664
③税務署側の鑑定評価額	754,000	519,000
備考(相続後 売却価額)		515,000

上記の表を見てわかるように、②が相続人が申告した評価額。③が国税側が不動産鑑定士に依頼して鑑定した評価額。この差が、約 9 億 4 千万円ありました。

なぜ、総則 6 項を用いてまで、国税側は追徴したのでしょうか？それは以下のことがあります。上記の表を見てわかるように、相続人のご家族は、平成 24 年に相続が発生するおよそ 3 年前、平成 21 年 1 月から 12 月の間に、不動産購入によって、数億円の相続財産を合法的に節税していたのです。

この行為、即ち相続対策として実施したことが、国税から見た時に、過度であったと判断されたということ。

そして、上記の備考にありますように、相続発生後、相続人は川崎市の土地を売却しています。その売却価額が、5 億 1500 万円であり、税務署側の鑑定評価に近かったということがあります。

そして、そのことが、総則 6 項の

「この通達(財産評価基本通達)の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は、国税庁長官の指示を受けて評価する。」

にあてはまったということなのです。

■総則 6 項の 3 つの適用基準

その後、国税庁は、税理士会の要望もふまえて、総則 6 項はどういう場合に適用になるのか？ということをも明白にしました。ポイントを 2 点示します。

1. 評価通達に定められた評価方法以外に、他の合理的な評価方法が存在するか？
2. 評価通達に定められた評価方法による評価額と、他の合理的な評価方法による評価額との間に、著しい乖離が存在するか

実務として、今までは、「財産評価基本通達」をよりどころとしていましたが、今後は、他にも合理的な評価方法があるのでは？ということ意識して評価をしていかなければならないということになったのです。

■まとめ

今回のことで理解していただきたいのは、相続対策は簡単ではないということです。特に財産を多く持たれている方は、いろいろな業者から、いろいろな提案が持ち込まれます。安易な節税に走らないようにしてください。そして、何か節税と言われるような対策を実施しようと思った際は、専門家に相談することを習慣化していただけるとよいと思います。

2 名義預金にご注意？！

Writer 相続アドバイザー／宅地建物取引士 宮司 幸仁

みなさんは、名義預金とは、どんな預金をいうのか、ご存じでしょうか。

私たちが、随時受付させてもらっている相続無料相談会で、財産内容をお聞きすることがありますが、「名義預金はありますか？」と聞くと、時折「それは何ですか？」と聞かれることがあります。

ここで、あらためて名義預金についてご説明させていただきます。

名義預金とは、被相続人(例えば父親)が生前、自分の名前ではなく、子や孫の名前で銀行に口座を作り、そこに自分のお金を預けておく預金で、その通帳や印鑑は、被相続人が管理していた預金などを言います。

よく間違えやすいのが、名義預金をすれば自分の財産でなくなる、という認識です。

たとえ口座の名前が違えど、自分のお金を預金し、通帳や印鑑を自分で持っているのであれば、それは、口座名義が違っただけで中身のお金は預けた人のものとなります。

例えば、父が亡くなって財産を調べてみると、長男が知らない、長男名義の預金通帳が見つかったとします。その預金は長男の財産ではなく、父の財産となり、相続税の課税対象になるのです。

相続税の税務調査は、いまや3人に1人の確率で受ける、と言われていますが、その調査対象の割合が高いのが預金です。その要因として名義預金の存在があります。

ではその注意点について述べていきましょう。

1. 専業主婦の妻が妻名義で預金している場合

専業主婦が、生活費として夫から預かったお金を妻名義の預金に入れており、夫が亡くなった時点で1千万円の残高であったとすると、それは妻のものではなく、夫の名義預金として相続財産になります。

民法上も税法上も、財産は妻のものでなく、その財産を稼得した人、つまり夫のものとされるからです。ただ、専業主婦であっても、妻が専業主婦になる前に仕事で得たお金や、親から相続した財産がある場合、そのお金は妻のものとなります。

【対策】夫婦それぞれの預貯金はそれぞれの名義で明確に管理しておくことが重要です。上記で言えば、妻が稼いだお金と、夫から預かった生活費等のお金は区別して管理しておくことです。

2. 共働きでどんぶり勘定の場合

個人で青色申告をしている事業者の場合、配偶者が専従者給与の支給を受けている場合があります。それぞれで預金を管理していれば良いのですが、どんぶり勘定で明

確に管理されていないこともあります。

事業の収入、支出用の口座と生活費の口座が明確になっていなければ、過去の資金の流れを確認して区分する必要があります。

【対策】個人事業主の場合には事業用、個人用および専従者用の口座を区分して管理しておく。資金繰りの関係で融通する場合にはその記録を残しておく。

3. 子や孫に贈与している場合

毎年、孫に 110 万円贈与しており、その合計が 1,100 万円になったとします。

これを「この 1,100 万円は孫のもので」と主張しても、これが成立する場合と成立しない場合があります。

民法では「贈与は当事者の一方がある財産を無償で相手方に与える意思を表示し、相手を受諾することでその効力を生ずる」とされており、「書面によらない贈与は各当事者が解除することができる。ただし履行が終わった部分についてはこの限りではない」とされています。

つまり、贈与を受けた孫や子が贈与の事実を知らなかったり、その財産を自由に使うことができなければ、法律的には贈与があったとは認めてもらえないのです。前述したように、孫や子の通帳印鑑を贈与した人が運用管理していた場合です。

【対策】

- ・贈与者(例えば父 A)が、贈与を受けた人(Aの子)が実際使用している銀行口座に振り込む。
- ・贈与を受けた人もしくは、その親権者が通帳、印鑑、証書などを保管する。
- ・贈与額が 110 万円を超えるときは必ず期限内に贈与税申告をする。
- ・贈与した人、受けた人の署名押印した贈与契約書を作成する。

私ども上坂会計では、相続税申告書を税務署に提出する際には、名義預金等の調査を過去 10 年に遡ってしており、それを含む内容を記載した書面を一緒に提出する、書面添付制度を利用しています。それにより、相続税申告書の信頼性をより高めることができ、また税務調査を受ける可能性をより下げることができます。

今回の内容を理解していただき、預金の管理について十分に注意して頂きたいと思います。





3 もしも取得した財産が災害にあったら？

Writer 相続診断士 石田 典子

2024年1月1日の能登半島地震で多くの方が被災された地域で、今年の夏の台風10号により再び甚大な被害が発生しました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。こうした災害が毎年のようにどこかで発生している近年、他人事ではないと、日頃からの備えや訓練、心構えの大切さを考えさせられます。

災害により相続した財産や贈与を受けた財産に甚大な被害を受けた場合、納税額の計算にも影響するため、そうならない方がいいことではありますが、少しお伝えできればと思います。

相続税を計算する上での財産の価額は相続開始日時点(亡くなった日)、贈与税は贈与日の時価によることとなっています。

相続税は相続開始があったことを知った日の翌日から10ヶ月以内に申告と納税。

贈与税は贈与を受けた年の翌年3月15日までに申告と納税が必要です。

相続発生や贈与を受けた日から申告期限までの間に、有価証券や不動産など財産価額が急激に変動することがありますが、相続や贈与後の経済情勢等による価額の変動の場合はその差損益は考慮されません。しかし、災害によって被害を受けた場合は、被害を受けたタイミングによって課税財産価額の減免や納税額の免除等の対象になります。

■相続税等の申告期限前に被害 ⇒課税財産価額の減免(災害減免法6条)

相続税等の課税価格 = 相続財産等の価額 - 被害を受けた部分の価額(※)
に算入する価額

(※)被害を受けた財産ごとに被害割合を乗じた価額

被害割合 = $\frac{\text{被害額(保険金や損害賠償金等による補填額を控除した金額)}}{\text{被害があった時の時価(被害を受ける直前の価額)}}$

■相続税等の申告期限後に被害 ⇒被害割合に応じた納税額の免除(災害減免法4条)

※期限内に申告していることが大前提です。

対象となる基準等は以下です。

<減免の対象となる災害の割合>

全財産を基とした計算 ⇒財産の価額のうち、被害を受けた部分の価額の割合が
10分の1以上であること。

動産を基とした計算 ⇒動産等の価額のうち、被害を受けた部分の価額の割合が
10分の1以上であること。

(動産等とは、動産(金銭、有価証券除く)、不動産(土地及び土地の上に存する権利を除く)、

立木を言う)

<減免の対象者>

- ① 相続税納税義務者で、相続又は遺贈で災害により被害を受けた財産の取得者
- ② 贈与税納税義務者で、贈与で災害により被害を受けた財産の取得者

今年の能登半島地震や過去の大災害のような、特定非常災害と認定された災害の特定地域内にある財産の場合は、上記した計算式によらず特定非常災害発生直後の価額で計算します。

土地等については、国税庁が財産評価基準書によりその評価方法を公表しており、特定非常災害発生直後の価額を示すことにしていますが、被害状況やその前後の固定資産評価額などによっても判断が変わる場合があるため、状況に応じた対応が必要となります。

実は、災害にあっていない土地等でも、被害を受ける可能性のある土砂災害特別警戒区域内(レッドゾーン)の宅地であれば、土地の評価額が下がる場合があります。

ご自身が所有されている土地がそのエリアに該当していないかも確認してみるといいと思います。

これらの適用を受けることがないのが一番ですが、万が一被災してしまった場合は、必ず税理士に相談しお手続きください。



お客様の要望にお応えするために、
私達、上坂会計グループは、
総合事務所を目指しています。

相続関連提携先を募集しています。

お問い合わせは、福井ほっとする相続相談室まで



0120-939-243



私ども上坂会計グループは創業 1970 年
顧問先数 500 社を超える会計事務所を母体
にしたコンサルティング会社です。

税理士法人 上坂会計／株式会社 上坂経営センター／株式会社 ライフデザイン研究所
株式会社 ビジネス・アイ／社会保険労務士法人 上坂&パートナーズ
UESAKA ASIA ADVANCEMENT MANEGEMENT AGENCY Co.,Ltd. (カンボジア)